証券コード1716
平成27年９月10日

株　主　各　位

神奈川県茅ヶ崎市萩園833番地
第一カッター興業株式会社
代表取締役社長　広　瀬　俊　一

# 第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第48回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年９月24日（木曜日）午後５時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

**１．日　　時**　平成27年９月25日（金曜日）午前10時

**２．場　　所**　神奈川県茅ヶ崎市萩園833番地
第一カッター興業株式会社本社ビル３階　大会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

**３．会議の目的事項**

**報告事項**
１．第48期（平成26年７月１日から平成27年６月30日まで）事業報告及び連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第48期（平成26年７月１日から平成27年６月30日まで）計算書類報告の件

**決議事項**
**第１号議案**　剰余金の処分の件
**第２号議案**　定款一部変更の件
**第３号議案**　取締役１名選任の件

**４．その他株主総会招集に関する決定事項**

代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様１名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、計算書類、連結計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の内容をインターネットの当社ウェブサイト（アドレス http://www.daiichi-cutter.co.jp/ir/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

# 事　業　報　告

（平成26年７月１日から平成27年６月30日まで）

## １．企業集団の現況に関する事項

### （１）当連結会計年度の事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府・日銀による各種経済政策及び金融政策による企業収益の改善等を背景に、日経平均株価が２万円台を回復いたしました。また、個人消費についても、円安や雇用環境の改善等により持ち直しがみられるなど、全体として景気は緩やかに回復しております。しかしながら、海外においては、ギリシャの債務不履行に対する懸念や中国経済の減速等、世界経済の動向によってはわが国の景気にも影響をもたらすおそれがあるなど、依然として先行き不透明な状況が続くものと思われます。

建設業界におきましては、引き続き公共投資を中心として堅調に推移し、民間設備投資についても回復傾向がみられました。また、2020年の東京五輪開催及び2027年のリニア中央新幹線開業予定に向けたインフラ整備や道路・建物等の老朽化による大規模都市再開発への動きにより、今後も公共工事のみならず民間工事についても需要増加が見込まれております。しかしその一方で、人件費・建設資材の高騰をはじめとする建設コストの上昇により激しい受注・価格競争が続き、人手不足や天候不順等による予算執行及び工事着工の遅れが業績への影響をもたらす懸念もあるなど、依然として厳しい経営環境にあります。

当社グループは、このような状況下で、切断・穿孔工事事業においては引き続き東日本大震災に係る復旧・復興工事に尽力する一方、新規顧客の開拓や材料費等のコスト削減に取り組んでまいりました。また、ビルメンテナンス事業及びリユース・リサイクル事業では、前連結会計年度に引き続き民間分野での顧客開拓に努めてまいりました。その結果、当連結会計年度の当社グループ全体の売上高は11,849百万円（前年同期比21.0％増）、営業利益は1,357百万円（前年同期比45.6％増）となり、経常利益は1,410百万円（前年同期比42.1％増）、当期純利益は822百万円（前年同期比37.5％増）となりました。

今後とも変わらぬ御支援の程、宜しくお願い申しあげます。

セグメント別売上高実績

（単位：千円）

| 区　　分 | 前連結会計年度<br>（平成25年７月１日から<br>平成26年６月30日まで） | | 当連結会計年度<br>（平成26年７月１日から<br>平成27年６月30日まで） | |
|---|---|---|---|---|
| | 金　　額 | 前年同期比(%) | 金　　額 | 前年同期比(%) |
| 切断・穿孔工事事業 | 9,544,688 | 114.3 | 10,628,675 | 111.4 |
| ビルメンテナンス事業 | 185,710 | 145.0 | 221,748 | 119.4 |
| リユース・リサイクル事業 | 64,509 | 67.5 | 1,001,850 | 1,553.0 |
| 合　　計 | 9,794,908 | 114.2 | 11,852,274 | 121.0 |

（注）１．金額には消費税等が含まれておりません。
２．セグメント間取引は相殺消去しておりません。
３．当連結会計年度より、従来「その他」に含まれていたリユース事業について重要性が増したため、「リユース・リサイクル事業」を報告セグメントとして記載する方法に変更しており、当連結会計年度の比較・分析は変更後の区分に基づいております。

**（２）主な事業の内容（平成27年６月30日現在）**

当社グループの事業は、各種舗装及びコンクリート構造物の切断・穿孔工事事業、ビルメンテナンス事業及びリユース・リサイクル事業から成り立っております。主要な事業の内容は、次のとおりであります。

①切断・穿孔工事事業

イ．フラットソーイング工事

ダイヤモンドブレードを使用した最も一般的な工法で、公共事業に関する電気、電話、ガス、上下水道、情報ボックスなどの配管埋設工事、また新設コンクリートの目地切、床版撤去など幅広い分野で使用されております。

ロ．コアドリリング工事

ダイヤモンドビットを使用し、コンクリート建築物の空調や衛生設備などの配管、各種配線工事の孔あけ、コンクリート構造物の強度試験用サンプル採取など多用途に用いられております。

ハ．ワイヤーソーイング工事

ダイヤモンドチップを焼結させたワイヤーを使用し、コンクリート構造物に巻き付け切断する工法であります。遠隔操作が可能なため水中、高所、地下の構造物などあらゆる場所で厚大断面の切断が可能であります。

ニ．ウォールソーイング工事

ダイヤモンドブレードを使用し、機械は軽量で持ち運びが可能なため、壁面をはじめあらゆるコンクリートの切断工事を行います。狭い場所や高層ビル等での工事に多用されております。

ホ．空港灯火工事

空港の夜間飛行用灯火の設置工事であります。移動時間の短縮、効率化を図り、緊急時にすばやい退避が必要となるため当社グループが独自開発した特装車を使用します。国内空港の70％以上のシェアを獲得しております。

ヘ．グルービング工事

ハイドロプレーニング現象による事故防止のため空港の滑走路や高速道路、滑りやすい路面などに利用されます。路面に細かい溝を切る工事で、水はけを良くしタイヤと路面とのすべり抵抗を改善し、曲がりくねった坂道では横滑り防止に効果が認められております。

ト．ウォータージェット工事

水の力で「切る、はつる、洗う、剥す、削る」という多彩な機能をこなすジェット水流を利用した新しい切削システムです。繊細な作業にも適した精度と、高水圧が生み出すパワーは、ウォータージェットならではのメリットであり、粉塵の発生もなく、環境にたいへんやさしい工法です。

②ビルメンテナンス事業

マンション等の配管洗浄を中心とした事業であります。

③リユース・リサイクル事業

中古パソコン等の販売を中心とした事業であります。

### （３）主要な営業所並びに使用人の状況（平成27年６月30日現在）

①主要な営業所

イ．当社

| | |
|---|---|
| 本社 | 神奈川県茅ヶ崎市 |
| プラント事業部 | 神奈川県茅ヶ崎市 |
| ビルメンテナンス事業部 | 神奈川県茅ヶ崎市 |
| 東京支店 | 東京都中央区 |
| 茅ヶ崎営業所 | 神奈川県茅ヶ崎市 |
| 千葉営業所 | 千葉市稲毛区 |
| 水戸営業所 | 茨城県水戸市 |
| 栃木営業所 | 栃木県栃木市 |
| 高崎営業所 | 群馬県高崎市 |
| さいたま営業所 | さいたま市北区 |
| 北陸営業所 | 新潟市西蒲区 |
| 仙台営業所 | 仙台市宮城野区 |
| 札幌営業所 | 札幌市白石区 |

ロ．子会社

| | |
|---|---|
| ㈱ウォールカッティング工業 | 愛知県あま市（本社） |
| ㈱光明工事 | 愛媛県松山市（本社） |
| ㈱新伸興業 | 沖縄県豊見城市（本社） |
| ㈱ムーバブルトレードネットワークス | 東京都千代田区（本社） |

②従業員の状況

イ．企業集団の従業員の状況

| 区分 | | 前連結会計年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|---|
| 男性 | 368名 | 39名(増) | 37才 8ヶ月 | 11年 5ヶ月 |
| 女性 | 49名 | 24名(増) | 37才 5ヶ月 | 5年 2ヶ月 |
| 合計または平均 | 417名 | 63名(増) | 37才 8ヶ月 | 10年 4ヶ月 |

(注) 従業員数は役員33名、嘱託68名及び臨時従業員53名を含んでおりません。

ロ．当社の従業員の状況

| 区分 | | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|---|
| 男性 | 294名 | 19名(増) | 38才 3ヶ月 | 12年 3ヶ月 |
| 女性 | 28名 | 5名(増) | 39才 8ヶ月 | 8年 3ヶ月 |
| 合計または平均 | 322名 | 24名(増) | 38才 5ヶ月 | 11年 11ヶ月 |

(注) 従業員数は役員８名、嘱託42名及び臨時従業員36名を含んでおりません。

### （４）主な借入先（平成27年６月30日現在）

| 借入先 | 借入額 |
|---|---|
| 株式会社みずほ銀行 | 77,076千円 |

### （５）資金調達、設備投資等の状況

①資金調達の状況

当連結会計年度は、社債又は新株式の募集等による資金調達は行っておりません。

②設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は326,498千円であり、その主なものは以下のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 建物及び構築物 | 23,747千円 |
| 機械装置及び運搬具 | 285,887千円 |

## （６）財産及び損益の状況

| 区　　分 | 第　45　期<br>(平成24年６月期) | 第　46　期<br>(平成25年６月期) | 第　47　期<br>(平成26年６月期) | 第　48　期<br>(平成27年６月期)<br>当連結会計年度 |
|---|---|---|---|---|
| 売　　上　　高(千円) | 8,072,856 | 8,573,802 | 9,794,908 | 11,849,181 |
| 経　常　利　益(千円) | 524,111 | 586,804 | 992,822 | 1,410,419 |
| 当 期 純 利 益(千円) | 321,615 | 341,940 | 598,334 | 822,885 |
| 純　資　産　額(千円) | 4,499,888 | 4,797,932 | 5,382,051 | 6,274,821 |
| 総　資　産　額(千円) | 6,227,628 | 6,145,709 | 7,177,455 | 8,600,026 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 112.49 | 120.15 | 105.12 | 144.58 |
| 自 己 資 本 比 率 (%) | 71.1 | 77.2 | 74.0 | 70.6 |

(注) １．売上高には消費税等が含まれておりません。
２．１株当たり当期純利益につきましては、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式を控除した株式数によっております。
３．当社は、平成27年７月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行いました。なお、１株当たり当期純利益につきましては、当該株式分割が第47期の期首時点で行われていたと仮定して算定しております。

### （７）重要な親会社及び子会社の状況

①重要な親会社の状況

当社は、親会社を有しておりません。

②重要な子会社の状況

| 会　　社　　名 | 資　本　金 | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|---|---|---|---|
| ㈱ウォールカッティング工業 | 10,000千円 | 100.0% | 切断・穿孔工事事業 |
| ㈱光明工事 | 15,000千円 | 66.7% | 切断・穿孔工事事業 |
| ㈱新伸興業 | 10,000千円 | 51.0% | 切断・穿孔工事事業 |
| ㈱ムーバブルトレードネットワークス | 99,800千円 | 50.2% | リユース・リサイクル事業 |

（注）１．当社は、平成26年７月１日に株式会社ムーバブルトレードネットワークスの第三者割当増資を引き受け、連結子会社としております。

２．前連結会計年度末において連結子会社でありました第一カッター・エシカル株式会社は、当連結会計年度において清算結了したことにより、連結子会社から除外しております。

**（８）対処すべき課題**

今後の経営環境につきましては、景気が緩やかに上向きつつあるものの、依然として厳しい状況が続くと予想されます。当社グループでは、業績が順調に推移しておりますが、引き続き厳しい経営環境に対処すべく、各事業において以下のような取り組みを進めてまいります。

切断・穿孔工事事業につきましては、社会資本の補強・改修工事の増加にいち早く対応し、既に都市再生・環境・ＩＴ・耐震・免震・バリアフリー関連工事の大型プロジェクトにそれぞれ専門の営業担当者を配置し、設計段階より積極的な営業展開を図っております。また、工事の多くは公共事業関連のため季節変動型の受注から、民間設備投資関連工事の営業展開により平準化した受注体制の確立を図り、一連の専門技術を結集し安全と環境に配慮した工事の増加を図ってまいります。

ビルメンテナンス事業につきましては、今後はエリアの拡大及び作業員の増員を行うことで施工体制の強化・新規顧客の獲得に努めてまいります。

リユース・リサイクル事業につきましては、引き続き顧客の開拓に努めてまいります。

上記の事業の拡充に加え、市場調査を行い営業所の開設とＭ＆Ａによる営業展開により、顧客の拡大を図ってまいります。

収益面では、施工の効率化、技術レベルのアップ及び原価管理の促進を図り、収益の向上に努めてまいります。

また、管理部門につきましては、全営業所のオンラインシステムの構築により情報集中管理の効率化・合理化を図り、総合的な経費削減に取り組んでまいります。

**（９）その他企業集団の現況に関する重要な事項**

当社は、平成26年７月１日付けで株式会社ムーバブルトレードネットワークスの第三者割当増資を引き受け、同社を子会社化いたしました。当該株式取得に伴い、当連結会計年度より、同社は当社の連結子会社となりました。

また、当社の連結子会社でありました第一カッター・エシカル株式会社は、平成26年９月１日をもって、同社のリユース・リサイクル事業を当社の連結子会社であります株式会社ムーバブルトレードネットワークスに譲渡いたしました。その後、当連結会計年度において、第一カッター・エシカル株式会社は解散し、清算を結了いたしました。これにより、同社を連結子会社から除外しております。

## ２．会社役員に関する事項

### （１）取締役及び監査役の氏名等（平成27年６月30日現在）

| 地　　位 | 氏　　名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 代表取締役社長 | 広　瀬　俊　一 | |
| 取　締　役 | 高　橋　正　光 | 営業本部長 |
| 取　締　役 | 小　池　　保 | 経営企画室長 |
| 取　締　役 | 川　内　幸　喜 | 営業所統括部長 |
| 取　締　役 | 安　立　　陽 | 工事本部長 |
| 常勤監査役 | 吉　田　孝　行 | |
| 監　査　役 | 泉　　貴　嗣 | ゴール株式会社　監査役 |
| 監　査　役 | 林　　晃　司 | 林晃司公認会計士・税理士事務所　所長 |

（注）１．監査役のうち、吉田孝行氏、泉貴嗣氏及び林晃司氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
２．監査役吉田孝行氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
３．監査役林晃司氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

### （２）責任限定契約の内容の概要

社外監査役については、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めておりますが、現時点においては、社外監査役との間で責任限定契約は締結しておりません。

### （３）取締役及び監査役の報酬額の総額等

当事業年度に係る報酬等の総額
取締役５名　　61,574千円
監査役３名　　17,243千円

（注）１．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．上記の支給額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額8,510千円（取締役５名分7,162千円　監査役３名分1,347千円）が含まれております。
３．平成13年９月26日開催の当社第34回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と、また、監査役の報酬限度額は、年額20,000千円以内と、それぞれご決議いただいております。

### （４）当事業年度中の取締役及び監査役の異動

該当事項はありません。

## （５）社外役員に関する事項

| | 社外監査役<br>吉田孝行 | 社外監査役<br>泉　貴嗣 | 社外監査役<br>林　晃司 |
|---|---|---|---|
| ①他の法人等の業務執行者の事実及び当社と他の法人等との関係 | ― | ― | （別記１） |
| ②他の法人等の社外役員の兼務の事実及び当社と他の法人等との関係 | ― | （別記２） | ― |
| ③当社・特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）の三親等内の親族等であると知っている場合、その事実 | ― | ― | ― |
| ④事業年度中の取締役会等での活動状況 | （別記３） | （別記３） | （別記３） |
| ⑤社外役員に対する報酬等の総額 | （別記４） | （別記４） | （別記４） |
| ⑥当社の子会社からの役員としての報酬等の額 | （別記５） | （別記５） | （別記５） |
| ⑦上記①～⑥の内容に対しての社外役員の意見があるとき、その意見 | ― | ― | ― |

（別記１）社外監査役林晃司氏は、林晃司公認会計士・税理士事務所の代表を兼ねております。なお、林晃司公認会計士・税理士事務所と当社との間には、重要な取引その他特別の関係はありません。

（別記２）社外監査役泉貴嗣氏は、ゴール株式会社の監査役を兼ねております。なお、ゴール株式会社と当社との間には、重要な取引その他特別の関係はありません。

（別記３）事業年度中の取締役会等での活動状況

社外監査役　　吉田孝行
当事業年度開催の取締役会23回及び監査役会14回の全てに出席し、証券業界における豊富な経験に基づく発言を行っております。

社外監査役　　泉　貴嗣
当事業年度開催の取締役会23回のうち19回に、また、監査役会14回の全てに出席し、ＣＳＲコンサルタントとしての知識・経験に基づく発言を行っております。

社外監査役　　林　晃司
当事業年度開催の取締役会23回のうち19回に、また、監査役会14回の全てに出席し、公認会計士・税理士として知識・経験に基づく発言を行っております。

なお、上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が１回ありました。

（別記４）社外役員に対する報酬等の総額
社外監査役３名：17,243千円

（別記５）上記のほか、社外役員が当社の子会社から受けた役員としての報酬等の総額は、1,320千円であります。

**（６）社外取締役を置くことが相当でない理由**

従来より、当社では、独立性の高い複数の社外監査役を含め、豊富な知識・経験を有し、広範かつ専門的な視野をもった監査役を中心とした経営監視機能が十分に機能する体制が整っていると考えておりました。

また、今般の会社法改正やコーポレートガバナンス・コードの趣旨等を踏まえ、当社は、企業法務・コンプライアンスに関する専門的知識・経験の豊富な人物が当社の社外取締役としてふさわしいと考えておりました。

その後も、かかる資質を持つ適任者について慎重に検討してまいりましたが、適切な候補者が見つからなかったことなどもありまして、社外取締役の選任には至っておりませんでした。そのため、第48期の事業年度末日においては、社外取締役を置いておりません。

なお、平成27年９月25日開催予定の第48回定時株主総会においては、上記の資質を持ち、かつ、当社が求める知見・独立性を有する適任者を選定できましたので、社外取締役の選任議案を上程しております。詳細につきましては、株主総会参考書類「第３号議案　取締役１名選任の件」をご参照ください。

## ３．会計監査人の状況

### （１）会計監査人の名称

アーク監査法人

### （２）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | 支　払　額 |
|---|---|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 22,000千円 |
| 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 22,500千円 |

（注）１．当社と会計監査人の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

２．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### （３）非監査業務の内容

当社子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である財務に関する予備調査業務についての対価を支払っております。

### （４）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議をもって、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会が監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

### （５）責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## ４．株式に関する事項

### （１）事業年度末日において発行済株式（自己株式を除く）の総数に対するその株式の数の割合が高いことにおいて上位となる10名の株主の氏名又は名称及び当該株主の有する株式の数並びに当該株主の有する株式に係る当該割合

| 株　　主　　名 | 持　株　数 | 持 株 比 率 |
|---|---|---|
| 渡　邉　　隆 | 436,000株 | 15.19% |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 263,900株 | 9.20% |
| 永　野　　良　夫 | 252,300株 | 8.79% |
| 旭ダイヤモンド工業株式会社 | 150,000株 | 5.23% |
| 第一カッター興業従業員持株会 | 142,400株 | 4.96% |
| ダイヤモンド機工株式会社 | 120,000株 | 4.18% |
| 植　村　　駿　吉 | 104,750株 | 3.65% |
| 富国生命保険相互会社 | 100,000株 | 3.48% |
| エイアイユー損害保険株式会社 | 100,000株 | 3.48% |
| 日本証券金融株式会社 | 55,300株 | 1.93% |

（注）１．持株比率は自己株式を控除して計算しております。
２．当社は、平成27年７月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っておりますが、上記持株数は当該株式分割前の持株数であります。

### （２）その他株式に関する事項

①発行可能株式総数　　10,000,000株

（注）当社は、平成27年７月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っており、同日付をもって発行可能株式総数は10,000,000株増加し、20,000,000株となっております。

②発行済株式総数　　3,000,000株（うち自己株式　　130,130株）

（注）当社は、平成27年７月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っており、同日付をもって発行済株式総数は3,000,000株（うち自己株式130,130株）増加し、6,000,000株（うち自己株式260,260株）となっております。

③株主数　　1,816名（うち単元未満株主数　107名）

## ５．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## ６．業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

### １　業務の適正を確保するための体制

会社法第362条第４項第６号、及び会社法施行規則第100条第１項、同条第３項に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制」（内部統制システム）の構築の基本方針は、次のとおりであります。

（１）取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役が法令及び定款・規程並びに企業倫理を遵守するため、「コンプライアンス管理規程」を制定するとともに、教育・研修等により周知徹底し、その実効性を高める。

② 取締役会において取締役会規程を制定し、当該規程に従い、法令に定める職務のほか、経営基本方針・経営戦略その他重要な業務意思決定を行う。また、取締役会は、取締役の職務執行の法令及び定款への適合性を確保するため、取締役の職務執行の監督を行う。

③ 取締役の職務執行の状況は、監査役会規程に従い、監査役会による監査を受ける。

④ 社会の秩序を乱し、企業活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、取引その他関係を一切持たない。

⑤ 「内部通報者保護規程」を設け、組織的又は個人的な法令等違反に関する役員及び従業員からの通報又は相談の適正な処理の仕組みを定めることにより、法令等違反の早期発見と是正を図る。

（２）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役の職務の執行に係る以下の重要な文書（電磁的記録を含む。）等は、法令及び文書保存規程に従い、関係する資料とあわせて適切に保存・管理するものとするとともに、必要に応じて取締役及び監査役による閲覧に供する。

② 「企業機密管理規程」、「インサイダー取引防止規程」等に基づき、機密情報の管理を徹底するとともに、適時開示すべき情報については積極的に開示する。

（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 「リスク管理規程」及び「情報システム管理規程」を制定し、教育・研修等により周知徹底し、その実効性を高める。

② 内部監査室は、リスク・アプローチに基づく監査を行い、リスクを発見した場合には、速やかに代表取締役に報告し、適切な措置をとる。

③ 当社に重大な影響を与えるおそれがある事象が発生した場合には、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等外部アドバイザーと連携して、速やかな対応を取り、被害を最小限にとどめる。

（4）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 経営戦略及び業務執行に係る重要な意思決定を行うために月１回開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

② 取締役会にて決定された事項を執行するために、本部長、支店長、営業所長及び部長からなる合同会議を月１回開催する。

③ 必要に応じて、組織規程及び業務分掌規程を見直し、各取締役における職務執行の効率化を図る。

④ 中期経営計画及び年次予算を策定し、毎月予算実績管理を行う。

（5）使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 「内部通報者保護規程」を設け、使用人は、法令及び社内規程その他のコンプライアンス違反に関する事実を発見又は自らの不注意により行った場合は、速やかに内部監査室に報告する。報告・相談を受けた内部監査室は、報告・相談者の氏名等については、本人の了解なく明らかにしない。また、報告・相談者が報告・相談したことにより、不利益を被らないようにする。

② 内部監査室は、使用人の職務執行について定期的に内部監査を実施し、是正措置を勧告するとともに、代表取締役社長及び監査役に活動状況を報告する。

③ 内部監査室及び法務部が中心となり、コンプライアンスの教育を行い、使用人のコンプライアンス意識の向上に努める。

（6）当社及び子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

① 「グループ会社管理規程」を制定し、子会社の経営内容の把握及び内部統制の整備を行う。

② 内部監査室は、子会社における業務の適正化を図るため、子会社の内部監査を行う。

③ 当社の取締役又は使用人を子会社の取締役、監査役として派遣し、子会社の業務執行、監査を行う。

④ 子会社の経営戦略、業務執行に係る重要な意思決定及び業務執行の状況について、毎月定期的に報告を受け、必要に応じて指導する。

⑤ 当社に「グループ会社内部通報者保護規程」を設け、内部通報を受け付ける制度を運用する。

（7）監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、会社は、速やかに当社の使用人から監査役補助者を任命するものとする。

② 監査役補助者は、監査役より指示された業務の実施に関して、取締役からの指揮命令を受けないものとする。また、当該使用人の人事考課等は、監査役が行う。

（8）取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人（以下、「当社グループの取締役及び使用人等」という。）が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 当社の監査役は、取締役会、合同会議その他の重要な会議に出席し、当社グループの取締役及び使用人等が当社の監査役に報告できる機会を設ける。

② 当社グループの取締役及び使用人等は、当社に重大な影響を与えるおそれがある事象が発生した場合には、直ちに監査役会に報告する。

③ 当社の監査役は、独立性を保ち、いつでも必要に応じて、各部署に赴き、当社グループの取締役及び使用人等に対して報告を求めることができる。

（9）監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 当社は、当社の監査役へ報告を行った者に対し、不利益な処遇及び不当な処分等の不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループ内の役員及び使用人に周知徹底する。

② 内部通報制度を利用した者を含め、当社の監査役へ報告を行った者は、不利な取扱いを一切受けず、また、不利な取扱いを行った者は、就業規則により懲戒に処する。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

① 監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、当該請求に係る費用又は債務が監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

② 監査役は、通常の監査費用以外に、緊急の監査費用及び専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合は、担当役員に事前に通知するものとする。

③ 監査役の職務の執行に必要な費用又は債務については、所定の手続により会社が負担する。なお、監査役は、当該費用の支出にあたり、効率性及び適正性に留意するものとする。

(11) 財務報告に係る信頼性を確保するための体制

① 財務報告に係る信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムを構築する。

② 財務報告に係る内部統制システムの整備・運用を評価するとともに、不備が発見された場合には、必要な是正措置を取り、経営の公正性・透明性の確保に努める。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役会と内部監査室、会計監査人の相互連携により、監査役監査の実効性を確保するとともに、社外監査役と常勤監査役との情報共有を図ることにより、外部の視点からの経営監視機能を確保する。

② 内部監査室は、監査役会の要請に従い、内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。

③ 社外監査役として、企業経営・ＣＳＲ（企業の社会的責任）に精通した経験者を招聘し、取締役等業務執行者からの独立性を確保する。

(13) 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方とその整備状況

① 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、組織全体として毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針とする。

② 当社は、「反社会的勢力排除規程」において、反社会的勢力との関係断絶を明記し、コンプライアンス研修を通じて、役員及び使用人にこれを周知徹底する。

③ 反社会的勢力に対する対応の主管部署を管理本部とし、社内関係部門及び外部専門機関との協力体制を整備する。

④ 取締役及び使用人は、反社会的勢力とは知らずに何らかの関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点や反社会的勢力であるとの疑いが生じた時点で、主管部署を中心に外部専門機関と連携し、速やかに関係を解消する体制を確立する。

## ２　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期において、当社及び当社子会社の社会的責任を果たし、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るべく、当社グループが実施いたしました業務の適正を確保するための体制の運用状況については、主として以下のとおりであります。

（１）重要な会議の開催状況

当期（平成26年７月１日から平成27年６月30日まで）における主な会議の開催状況は、次のとおりであります。

取締役会は23回開催され、取締役及び監査役の情報共有と当社グループ全体の経営管理の充実に努めました。また、監査役会は14回開催され、社外監査役も常時出席しました。その他、グループ会社会議や営業会議等により、当社グループにおける業務の適正を確保するための情報交換等を行いました。

なお、取締役会については、上記の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が１回ありました。

（２）当社及び当社子会社におけるリスクマネジメント

従来より、当社グループでは、それぞれ災害時緊急連絡網や安否確認システム等を活用しており、緊急時に情報を共有できる体制を構築しております。

また、従来、事故報告書による通知を紙媒体により周知しておりましたが、平成26年８月より、当社においては、社内ネットワークにより適時かつ迅速に周知することで、さらなる意識の向上に努めました。

（３）コンプライアンスに関する取組み

コンプライアンス意識の向上を図るために、法令や社会的規範、倫理的行動規範を含む社内規則を遵守するとともに、職場におけるハラスメントやインサイダー取引等に関する研修・教育等により、周知の徹底を行いました。

（４）財務報告に係る内部統制

「財務報告に係る内部統制の基本方針書」に基づき、当社グループの重要な事業拠点及び重要な業務プロセス等に対して、内部統制評価を実施し、内部統制の目的の１つである「財務報告の信頼性」の確保に努めました。

（５）内部監査の実施

「内部監査実施計画書」に基づき、年２回、当社及び当社子会社の重要な拠点について、内部監査を実施いたしました。

（６）反社会的勢力排除に関する取組み

当期において、「反社会的勢力排除規定」における基本的な考え方を再確認し、当社グループが事業を継続するうえで、当社グループ内の役員及び使用人に周知徹底するのみならず、お取引様等当社グループの外部者に対しても、反社会的勢力との関係断絶を明記するなどの取組みを行いました。

---

本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

（平成27年６月30日現在）

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| | 千円 | | 千円 |
| 【流動資産】 | 【5,722,276】 | 【流動負債】 | 【1,673,370】 |
| 現金及び預金 | 3,189,952 | 工事未払金 | 536,861 |
| 受取手形・完成工事未収入金 | 2,015,227 | 買掛金 | 62,981 |
| 売掛金 | 77,117 | １年内返済予定の長期借入金 | 36,090 |
| 未成工事支出金 | 160,278 | リース債務 | 1,698 |
| 商品 | 43,506 | 未払法人税等 | 335,631 |
| 材料貯蔵品 | 76,574 | 賞与引当金 | 35,002 |
| 繰延税金資産 | 54,214 | その他 | 665,105 |
| その他 | 116,823 | | |
| 貸倒引当金 | △11,419 | | |
| 【固定資産】 | 【2,877,750】 | 【固定負債】 | 【651,834】 |
| （有形固定資産） | (2,233,378) | 長期借入金 | 124,495 |
| 建物及び構築物 | 420,181 | リース債務 | 6,757 |
| 機械装置及び運搬具 | 467,225 | 役員退職慰労引当金 | 161,272 |
| 工具、器具及び備品 | 16,805 | 退職給付に係る負債 | 354,539 |
| 土地 | 1,320,268 | 資産除去債務 | 4,769 |
| リース資産 | 8,897 | 負債合計 | 2,325,205 |
| （無形固定資産） | (89,517) | 純資産の部 | |
| のれん | 73,700 | 【株主資本】 | 【6,075,586】 |
| その他 | 15,817 | 資本金 | 470,300 |
| （投資その他の資産） | (554,854) | 資本剰余金 | 462,044 |
| 投資有価証券 | 186,478 | 利益剰余金 | 5,265,447 |
| 繰延税金資産 | 151,893 | 自己株式 | △122,205 |
| その他 | 221,181 | | |
| 貸倒引当金 | △4,699 | 【少数株主持分】 | 【199,235】 |
| | | 純資産合計 | 6,274,821 |
| 資産合計 | 8,600,026 | 負債純資産合計 | 8,600,026 |

（注）記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

（平成26年７月１日から平成27年６月30日まで）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| | 千円 | 千円 |
| **売上高** | | |
| 完成工事高 | 10,850,424 | |
| 商品売上高 | 998,757 | 11,849,181 |
| **売上原価** | | |
| 完成工事原価 | 7,437,958 | |
| 商品売上原価 | 617,158 | 8,055,117 |
| **売上総利益** | | |
| 完成工事総利益 | 3,412,465 | |
| 商品売上総利益 | 381,599 | 3,794,064 |
| **販売費及び一般管理費** | | 2,436,519 |
| **営業利益** | | 1,357,545 |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息 | 468 | |
| 受取保険金 | 13,087 | |
| 受取家賃 | 18,011 | |
| 持分法による投資利益 | 10,624 | |
| 雑収入 | 31,990 | 74,181 |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 2,493 | |
| 支払手数料 | 1,407 | |
| 売上債権売却損 | 217 | |
| 不動産賃貸原価 | 11,524 | |
| 雑損失 | 5,664 | 21,306 |
| **経常利益** | | 1,410,419 |
| **特別利益** | | |
| 固定資産売却益 | 992 | |
| 退職給付制度終了益 | 365 | 1,357 |
| **特別損失** | | |
| 固定資産売却損 | 300 | |
| 固定資産除却損 | 3,043 | |
| 退職給付費用 | 47,141 | 50,485 |
| **税金等調整前当期純利益** | | 1,361,291 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 523,971 | |
| 法人税等調整額 | △3,584 | 520,386 |
| **少数株主損益調整前当期純利益** | | 840,905 |
| 少数株主利益 | | 18,020 |
| **当期純利益** | | 822,885 |

（注）記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

（平成26年７月１日から平成27年６月30日まで）

| | 株主資本 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 当期首残高 | 470,300 | 465,100 | 4,499,960 | △122,155 | 5,313,204 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △57,397 | | △57,397 |
| 当期純利益 | | | 822,885 | | 822,885 |
| 自己株式の取得 | | | | △49 | △49 |
| 吸収分割による変動 | | △3,055 | | | △3,055 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | |
| 当期変動額合計 | ― | △3,055 | 765,487 | △49 | 762,381 |
| 当期末残高 | 470,300 | 462,044 | 5,265,447 | △122,205 | 6,075,586 |

| | 少数株主持分 | 純資産合計 |
|---|---|---|
| | 千円 | 千円 |
| 当期首残高 | 68,847 | 5,382,051 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | | △57,397 |
| 当期純利益 | | 822,885 |
| 自己株式の取得 | | △49 |
| 吸収分割による変動 | | △3,055 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 130,387 | 130,387 |
| 当期変動額合計 | 130,387 | 892,769 |
| 当期末残高 | 199,235 | 6,274,821 |

（注）記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連 結 注 記 表

## 1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

（1）連結の範囲に関する事項

①連結子会社の数及び名称

イ．連結子会社の数　　4社

ロ．連結子会社の名称

株式会社ウォールカッティング工業
株式会社光明工事
株式会社新伸興業
株式会社ムーバブルトレードネットワークス

なお、株式会社ムーバブルトレードネットワークスについては、当連結会計年度において新たに株式を取得したため、連結の範囲に含めております。

また、第一カッター・エシカル株式会社については、当連結会計年度において清算結了したため、連結の範囲から除外しております。なお、清算結了までの損益計算書については連結しております。

②非連結子会社の名称等

イ．非連結子会社の名称

株式会社ApplicationEngineering

ロ．連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

（２）持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した関連会社の数及び名称

イ．持分法を適用した関連会社の数　　１社

ロ．持分法を適用した関連会社の名称

ダイヤモンド機工株式会社

②持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の名称等

イ．会社等の名称

(a) 非連結子会社

株式会社ApplicationEngineering

(b) 関連会社

ＮＴＴファイナンス・アセットサービス株式会社

ロ．持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社はいずれも、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

（３）連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、株式会社ムーバブルトレードネットワークスの決算日は、５月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

（４）会計処理基準に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

(a) 未成工事支出金

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

(b) 材料貯蔵品

先入先出法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　　２年～60年

機械装置及び運搬具　　２年～６年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

ハ．リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ．役員退職慰労引当金

役員の退職金支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

④退職給付に係る負債の計上基準

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

イ．退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ．小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

なお、当連結会計年度末より、当社については、退職給付債務の計算方法を簡便法から原則法に変更しております。当該変更に伴う影響額につきましては、連結注記表「３．会計上の見積りの変更に関する注記」に記載しております。

⑤完成工事高の計上基準

工事完成基準によっております。

⑥その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（５）のれんの償却に関する事項

のれんは、５年間で均等償却しております。

## ２．表示方法の変更に関する注記

（連結貸借対照表）

前連結会計年度において、「流動資産」の「受取手形・完成工事未収入金」に含めておりました「売掛金」（前連結会計年度は4,275千円）については、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「有形固定資産」の「建物」及び「構築物」のうち、「構築物」（当連結会計年度末は48,336千円）については、金額的重要性が乏しいため、当連結会計年度より「建物及び構築物」に含めて一括掲記しております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「有形固定資産」の「機械及び装置」及び「車両運搬具」のうち、「車両運搬具」（当連結会計年度末は170,029千円）については、金額的重要性が乏しいため、当連結会計年度より「機械装置及び運搬具」に含めて一括掲記しております。

前連結会計年度において、「無形固定資産」の「その他」に含めておりました「のれん」（前連結会計年度末は209千円）については、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

前連結会計年度において、「流動負債」の「工事未払金」に含めておりました「買掛金」（前連結会計年度は1,771千円）については、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

## ３．会計上の見積りの変更に関する注記

（退職給付に係る負債）

当社は、当連結会計年度末より退職給付債務の計算方法を簡便法から原則法に変更しております。この変更は、従業員数の増加により退職給付債務の金額に重要性が生じたため、その算定の精度を高め、退職給付費用の期間損益計算をより適正化するために行ったものであります。

この変更に伴い、当連結会計年度末における退職給付に係る負債が47,141千円増加し、同額を退職給付費用として特別損失に計上しております。

## ４．連結貸借対照表に関する注記

（１）受取手形裏書譲渡高　313,708千円

（２）有形固定資産の減価償却累計額　2,152,550千円

（３）担保に供している資産

| | |
|---|---|
| 土　　地 | 55,233千円 |
| 建　　物 | 210千円 |

上記に対する債務

| | |
|---|---|
| １年内返済予定の長期借入金 | 7,666千円 |

（４）関連会社に対するもの

| | |
|---|---|
| 投資有価証券（株式） | 186,478千円 |

## ５．連結株主資本等変動計算書に関する注記

当社は、平成27年７月１日を効力発生日として、普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行いましたが、当該注記に記載している事項は、株式分割前の株式数を基準としております。

（１）発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首 | 増　　加 | 減　　少 | 当連結会計年度末 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式（株） | 3,000,000 | ― | ― | 3,000,000 |

（２）自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首 | 増　　加 | 減　　少 | 当連結会計年度末 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式（株） | 154,104 | 26 | ― | 154,130 |

（注）自己株式の数の増加は、単元未満株式買取請求によるものであります。

（３）配当に関する事項

①配当金支払額

| 決　議 | 株式の種類 | 配当金の総額 | １株当たり配当額 | 基　準　日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成26年９月26日定時株主総会 | 普通株式 | 57,397千円 | 20円 | 平成26年６月30日 | 平成26年９月29日 |

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成27年９月25日開催の定時株主総会の議案として普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

| 決　議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 | １株当たり配当額 | 基　準　日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成27年９月25日定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 45,917千円 | 16円 | 平成27年６月30日 | 平成27年９月28日 |

## ６．金融商品に関する注記

（１）金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、経営活動に必要な資金を概ね自己資金により賄っております。

金融商品に関しましては、本業への経営資源の集中投下の観点から、純投資目的の金融商品は原則として保有しないこととしております。

なお、例外として純投資目的の金融商品を保有する場合には、全て担当取締役が経営上その必要性及び合理性等を取締役会に諮り、取締役会にて決定するものとしております。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形・完成工事未収入金及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である工事未払金及び買掛金は、そのほとんどが１ヶ月以内の支払期日であります。

法人税、住民税及び事業税の未払額である未払法人税等は、そのほぼ全てが３ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

借入金は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程に従い、各事業所の管理部門において、売掛債権の年齢調べを行い、債権の回収状況を定期的に本社の管理部門に報告しております。

また、新規取引の開始に当たっては、請負工事代金が一定額を超える場合は、与信調査を行い、一定期間取引の途絶した取引先についても、取引の再開に際しては与信調査を行うものとしております。

さらに、上記の定めによらず、信用悪化の情報を入手した場合には、適宜与信調査を行うものとしております。

ロ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、月に２回、各事業所からの報告に基づく資金残高表を作成し、過年度比較等による適正資金残高の把握を行い、手許流動性の確保、維持に努め、流動性リスクの管理をしております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑤信用リスクの集中

当連結会計年度末における特段の信用リスクの集中はありません。

（２）金融商品の時価等に関する事項

平成27年６月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：千円）

| | 連結貸借対照表計上額(※) | 時　価(※) | 差　額 |
|---|---|---|---|
| 現金及び預金 | 3,189,952 | 3,189,952 | ― |
| 受取手形・完成工事未収入金 | 2,015,227 | 2,015,227 | ― |
| 売掛金 | 77,117 | 77,117 | ― |
| 工事未払金 | (536,861) | (536,861) | ― |
| 買掛金 | (62,981) | (62,981) | ― |
| 未払法人税等 | (335,631) | (335,631) | ― |
| 長期借入金(１年内返済予定の長期借入金を含む) | (160,585) | (157,243) | △3,342 |
| リース債務 | (8,455) | (8,401) | △53 |

(※) 負債に計上されているものについては、(　) で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法

①現金及び預金、受取手形・完成工事未収入金、売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

②工事未払金、買掛金、未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③長期借入金、リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行なった場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

投資有価証券　　186,478千円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

## 7．賃貸等不動産に関する注記

（1）賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、神奈川県において、賃貸不動産を所有しております。

（2）賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：千円）

| | 連結貸借対照表計上額 | | | 当連結会計年度末の時価 |
|---|---|---|---|---|
| | 当連結会計年度期首残高 | 当連結会計年度増減額 | 当連結会計年度末残高 | |
| 賃貸不動産 | 352,893 | △11,417 | 341,475 | 483,415 |

（注）1．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2．当連結会計年度末の時価は、主として不動産鑑定評価書に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

## 8．1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額　　1,067円44銭

1株当たり当期純利益　　144円58銭

（注）当社は、平成27年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。なお、1株当たり情報の各金額は、当連結会計年度の期首に株式の分割をしたと仮定して算定しております。

## ９．重要な後発事象に関する注記

株式分割

当社は、平成27年５月25日開催の取締役会の決議に基づき、以下のとおり株式分割を実施いたしました。

（１）株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整えるとともに、株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

（２）株式分割の概要

①分割の方法

平成27年６月30日（火曜日）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、１株につき２株の割合をもって分割いたしました。

②分割により増加した株式数

| | |
|---|---|
| 株式分割前の発行済株式総数 | 3,000,000株 |
| 今回の分割により増加した株式数 | 3,000,000株 |
| 株式分割後の発行済株式総数 | 6,000,000株 |
| 株式分割後の発行可能株式総数 | 20,000,000株 |

③分割の日程

| | |
|---|---|
| 基準日公告日 | 平成27年６月16日（火曜日） |
| 基準日 | 平成27年６月30日（火曜日） |
| 効力発生日 | 平成27年７月１日（水曜日） |

（3）１株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われた場合の１株当たり情報につきましては、連結注記表「８．１株当たり情報に関する注記」をご参照ください。

（4）その他

今回の株式分割に際し、資本金の額の変更はありません。

# 貸　借　対　照　表

（平成27年６月30日現在）

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| | 千円 | | 千円 |
| 【流動資産】 | 【4,670,246】 | 【流動負債】 | 【1,379,197】 |
| 現金及び預金 | 2,473,962 | 工事未払金 | 519,024 |
| 受取手形 | 240,181 | 未払金 | 86,275 |
| 完成工事未収入金 | 1,602,758 | 未払費用 | 162,584 |
| 未成工事支出金 | 160,278 | 未払法人税等 | 294,908 |
| 材料貯蔵品 | 68,064 | 未払消費税等 | 158,138 |
| 前払費用 | 41,597 | 預り金 | 112,284 |
| 繰延税金資産 | 52,041 | 賞与引当金 | 28,602 |
| その他 | 40,415 | その他 | 17,380 |
| 貸倒引当金 | △9,052 | | |
| 【固定資産】 | 【2,837,414】 | 【固定負債】 | 【417,061】 |
| （有形固定資産） | (2,087,219) | 退職給付引当金 | 342,566 |
| 建物 | 357,526 | 役員退職慰労引当金 | 69,725 |
| 構築物 | 48,123 | 資産除去債務 | 4,769 |
| 機械及び装置 | 251,318 | | |
| 車両運搬具 | 156,676 | | |
| 工具、器具及び備品 | 13,704 | 負債合計 | 1,796,258 |
| 土地 | 1,259,869 | 純資産の部 | |
| | | 【株主資本】 | 【5,711,402】 |
| （無形固定資産） | (12,243) | （資本金） | (470,300) |
| ソフトウェア | 8,068 | | |
| 電話加入権 | 3,752 | （資本剰余金） | (465,100) |
| その他 | 423 | 資本準備金 | 465,100 |
| （投資その他の資産） | (737,951) | （利益剰余金） | (4,879,320) |
| 関係会社株式 | 405,928 | 利益準備金 | 25,000 |
| 出資金 | 570 | その他利益剰余金 | 4,854,320 |
| 長期貸付金 | 8,906 | 別途積立金 | 3,190,000 |
| 破産更生債権等 | 5,367 | 繰越利益剰余金 | 1,664,320 |
| 長期前払費用 | 795 | | |
| 繰延税金資産 | 145,539 | （自己株式） | (△103,318) |
| 保険積立金 | 155,167 | | |
| その他 | 20,375 | | |
| 貸倒引当金 | △4,699 | | |
| | | 純資産合計 | 5,711,402 |
| 資産合計 | 7,507,660 | 負債純資産合計 | 7,507,660 |

（注）記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 損　益　計　算　書

（平成26年７月１日から平成27年６月30日まで）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| | 千円 | 千円 |
| **完成工事高** | | 9,680,453 |
| **完成工事原価** | | 6,622,185 |
| **完成工事総利益** | | 3,058,268 |
| **販売費及び一般管理費** | | 1,884,081 |
| **営業利益** | | 1,174,186 |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息 | 227 | |
| 受取配当金 | 4,320 | |
| 受取保険金 | 10,378 | |
| 受取家賃 | 26,474 | |
| 雑収入 | 19,891 | 61,291 |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 23 | |
| 売上債権売却損 | 161 | |
| 不動産賃貸原価 | 11,843 | |
| 雑損失 | 2,109 | 14,137 |
| **経常利益** | | 1,221,340 |
| **特別利益** | | |
| 固定資産売却益 | 647 | 647 |
| **特別損失** | | |
| 固定資産売却損 | 255 | |
| 固定資産除却損 | 1,909 | |
| 退職給付費用 | 47,141 | |
| 関係会社株式評価損 | 2,194 | 51,501 |
| **税引前当期純利益** | | 1,170,485 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 436,547 | |
| 法人税等調整額 | △2,518 | 434,028 |
| **当期純利益** | | 736,457 |

（注）記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

（平成26年７月１日から平成27年６月30日まで）

| | 株主資本 | | |
|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 |
| | 千円 | 千円 | 千円 |
| 当期首残高 | 470,300 | 465,100 | 465,100 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | — |
| 当期純利益 | | | — |
| 別途積立金の積立 | | | — |
| 自己株式の取得 | | | — |
| 当期変動額合計 | — | — | — |
| 当期末残高 | 470,300 | 465,100 | 465,100 |

| | 株主資本 | | | | | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 利益剰余金 | | | | 自己株式 | 株主資本合計 | |
| | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 | | | |
| | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | | | |
| | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 当期首残高 | 25,000 | 3,090,000 | 1,085,261 | 4,200,261 | △103,269 | 5,032,392 | 5,032,392 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △57,397 | △57,397 | | △57,397 | △57,397 |
| 当期純利益 | | | 736,457 | 736,457 | | 736,457 | 736,457 |
| 別途積立金の積立 | | 100,000 | △100,000 | — | | — | — |
| 自己株式の取得 | | | | | △49 | △49 | △49 |
| 当期変動額合計 | — | 100,000 | 579,059 | 679,059 | △49 | 679,010 | 679,010 |
| 当期末残高 | 25,000 | 3,190,000 | 1,664,320 | 4,879,320 | △103,318 | 5,711,402 | 5,711,402 |

（注）記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 個 別 注 記 表

## １．重要な会計方針に係る事項

（１）有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

（２）たな卸資産の評価基準及び評価方法

①未成工事支出金

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

②材料貯蔵品

先入先出法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

（３）固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 建物、構築物 | ２年～60年 |
| 機械及び装置、車両運搬具 | ２年～６年 |

②無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

（４）引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

なお、当事業年度末より、退職給付債務の計算方法を簡便法から原則法に変更しております。当該変更に伴う影響額については、個別注記表「２．会計上の見積りの変更に関する注記」に記載しております。

④役員退職慰労引当金

役員の退職金支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

（５）完成工事高の計上基準

工事完成基準によっております。

（６）その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## ２．会計上の見積りの変更に関する注記

（退職給付引当金）

当社は、当事業年度末より退職給付債務の計算方法を簡便法から原則法に変更しております。この変更は、従業員数の増加により退職給付債務の金額に重要性が生じたため、その算定の精度を高め、退職給付費用の期間損益計算をより適正化するために行ったものであります。

この変更に伴い、当事業年度末における退職給付引当金が47,141千円増加し、同額を退職給付費用として特別損失に計上しております。

## ３．貸借対照表に関する注記

（１）受取手形裏書譲渡高　302,764千円

（２）有形固定資産の減価償却累計額　1,865,931千円

（３）関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

| | |
|---|---|
| 短期金銭債権 | 1,086千円 |
| 短期金銭債務 | 44,085千円 |

## ４．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

| | |
|---|---|
| 売上高 | 71,228千円 |
| 仕入高 | 288,110千円 |
| その他の営業取引高 | 268千円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 2,968千円 |

## ５．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増　加 | 減　少 | 当事業年度末 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式（株） | 130,104 | 26 | ― | 130,130 |

（注）自己株式の数の増加は、単元未満株式買取請求によるものであります。

## ６．税効果会計に関する注記

（１）繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

| | |
|---|---|
| 繰延税金資産 | |
| 役員退職慰労引当金 | 22,291千円 |
| 未払事業税 | 21,288千円 |
| 退職給付引当金 | 109,708千円 |
| 賞与引当金 | 9,364千円 |
| 貸倒引当金 | 3,063千円 |
| 減損損失 | 12,620千円 |
| その他 | 29,537千円 |
| 繰延税金資産小計 | 207,873千円 |
| 評価性引当額 | △10,293千円 |
| 繰延税金資産合計 | 197,580千円 |
| 繰延税金資産の純額 | 197,580千円 |

（２）法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.3％から、平成27年７月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.7％に、平成28年７月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.0％となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額は12,690千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

## ７．１株当たり情報に関する注記

| | |
|---|---|
| １株当たり純資産額 | 995円06銭 |
| １株当たり当期純利益 | 128円31銭 |

（注）当社は、平成27年７月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行いました。なお、１株当たり情報の各金額は、当事業年度の期首に株式の分割をしたと仮定して算定しております。

## ８．重要な後発事象に関する注記

連結注記表「９．重要な後発事象に関する注記」の記載内容と同様のため、注記を省略しております。

**連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本**

# 独立監査人の監査報告書

平成27年８月24日

第一カッター興業株式会社
　取締役会　御中

アーク監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　藤　本　幸　宏　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　松　島　康　治　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、第一カッター興業株式会社の平成26年７月１日から平成27年６月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、第一カッター興業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

**会計監査人の監査報告書　謄本**

# 独立監査人の監査報告書

平成27年８月24日

第一カッター興業株式会社
　取締役会　御中

アーク監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　藤　本　幸　宏　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　松　島　康　治　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、第一カッター興業株式会社の平成26年７月１日から平成27年６月30日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査役会監査報告書　謄本

# 監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年７月１日から平成27年６月30日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人アーク監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年８月31日

第一カッター興業株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　吉　田　孝　行　㊞

社外監査役　泉　貴　嗣　㊞

社外監査役　林　晃　司　㊞

以　上

# 株主総会参考書類

議案及び参考事項

**第１号議案　剰余金の処分の件**

当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開に備えるため内部留保に努めるとともに、安定配当の継続を考慮し、株主の皆様のご支援に報いるため、次のとおりといたしたいと存じます。

１．剰余金の処分に関する事項

（１）増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金　　100,000,000円

（２）減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金　　100,000,000円

２．期末配当に関する事項

（１）配当財産の種類

金銭

（２）株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金16円　　総額　45,917,920円

（注）平成27年５月25日に「株式分割および定款の一部変更ならびに配当予想の修正に関するお知らせ」にて発表しております株式分割は、平成27年７月１日を効力発生日としております。第48期（平成27年６月期）の期末配当につきましては、配当基準日が平成27年６月30日となりますので、株式分割前の株式数を基準として、上記のとおり１株当たり16円となる予定であります。（なお、株式分割を考慮した場合の期末配当金は、１株当たり８円となります。）

（３）剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年９月28日

**第２号議案　定款一部変更の件**

１．提案の理由

（１）会社法改正に伴う変更

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款の一部を変更するものであります。具体的には、会社法第427条第１項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款に第27条（取締役の責任免除）及び第28条（取締役との責任限定契約）の規定を新設し、また、現行定款第38条（監査役の責任免除）の規定を整理・変更し、第40条（監査役の責任免除）及び第41条（監査役との責任限定契約）とするものであります。

なお、第27条及び第28条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

（２）その他の変更

その他、上記の変更に伴う条数の修正を行うとともに、全般にわたり、一部字句の整理などを行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

| 現　　行　　定　　款 | 変　　更　　案 |
|---|---|
| ＜　新　設　＞ | （取締役の責任免除）<br>第27条　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 |
| ＜　新　設　＞ | （取締役との責任限定契約）<br>第28条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、同法第423条第１項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。 |
| （監査役及び監査役会の設置）<br>第27条　当会社は監査役及び監査役会を設置する。 | （監査役及び監査役会の設置）<br>第29条　当会社は、監査役及び監査役会を置く。 |
| 第28条～第37条　＜条文省略＞ | 第30条～第39条　＜現行どおり＞ |

| 現　　行　　定　　款 | 変　　更　　案 |
| --- | --- |
| （監査役の責任免除）<br>第38条　　当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 | （監査役の責任免除）<br>第40条　　当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 |
| ２　当会社は社外監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。 | （監査役との責任限定契約）<br>第41条　　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間で、同法第423条第１項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。 |
| （会計監査人の設置）<br>第39条　　当会社は会計監査人を設置する。 | （会計監査人の設置）<br>第42条　　当会社は、会計監査人を置く。 |
| 第40条～第46条　＜条文省略＞ | 第43条～第49条　＜現行どおり＞ |

**第３号議案　取締役１名選任の件**

経営監督機能及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役として取締役を１名増員することとし、その選任をお願いしたいと存じます。

なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了するまでとなります。

取締役候補者は、以下のとおりであります。

＜取締役候補者＞

| 氏　　名<br>（生年月日） | 略歴及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|
| せきもと　たかし<br>関　本　隆　史<br>（昭和27年６月10日生） | 昭和55年10月　司法試験合格<br>昭和56年４月　最高裁判所司法研修所司法修習生（35期）<br>昭和58年４月　日本弁護士連合会及び東京弁護士会入会<br>弁護士登録<br>昭和58年４月　弁護士服部邦彦法律事務所入所<br>平成３年３月　弁護士服部邦彦法律事務所退職<br>平成３年４月　田中・関本法律事務所設立［現任］<br>平成20年４月　東京弁護士会副会長就任（財務担当）<br>平成21年４月　東京弁護士会財務委員会委員長<br>平成23年11月　原子力損害賠償紛争解決センター仲介議員［現任］<br>平成27年４月　日本弁護士連合会財務委員会委員長［現任］ | ―株 |

（注）１．上記候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．関本隆史氏は、新任の社外取締役候補者であります。

３．関本隆史氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての経験・識見が豊富であり、当社の論理に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であります。そのことにより、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

４．当社は、関本隆史氏の選任をご承認いただいた場合、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

５．当社は、関本隆史氏の選任をご承認いただいた場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

# 株主総会会場ご案内図

会場　　神奈川県茅ヶ崎市萩園833番地
第一カッター興業株式会社
本社ビル３階　大会議室

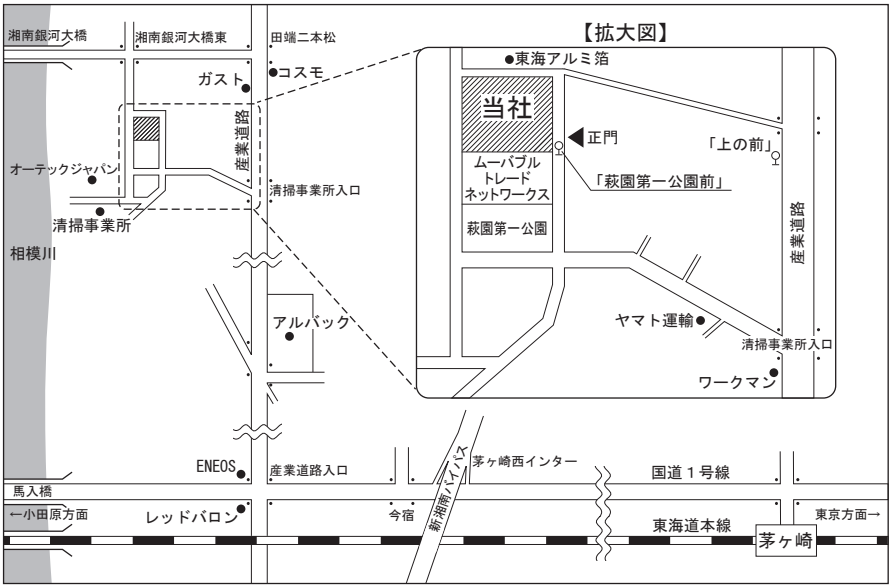


**電車ご利用の方**

①ＪＲ茅ヶ崎駅下車→（北口）バス
茅53系統　下河原経由寒川駅南口行
「萩園第一公園前」下車（所要時間約20分）→徒歩１分

②ＪＲ茅ヶ崎駅下車→（北口）バス
茅54系統　山伏塚経由寒川駅南口行
「上の前」下車（所要時間約20分）→徒歩５分